

## スポーツ競技大会出場子ども応援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う子どもたちのスポーツの大会参加を通じた成長や才能の発掘などを促し、未来へ繋げるため、国際大会、全国大会及び北海道大会に出場するものに対して、スポーツ競技大会出場子ども応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

### (交付対象大会)

第2条 交付の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、スポーツ競技に係る国際大会、全国大会及び北海道大会であって、次の各号にも該当するものとする。ただし、登別市文化・スポーツ振興財団の理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 単なる発表会や出場者の交流を目的とするものでないもの
- (2) 胆振管内で開催される大会でないもの

### (交付対象者及び申請者)

第3条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの者であって交付対象大会に参加する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

- (1) 登別市内に居住するもの
  - (2) 登別市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校等（以下「市内の学校等」という。）に通うもの
- 2 交付の申請は、交付対象者の保護者等が行うものとする。ただし、団体による申請の場合は、その団体の代表者等が申請を行うものとする。

### (交付対象者の制限)

第4条 交付対象者としてすることができる人数の上限は、交付対象大会の主催者が定める要項で定められている出場者としての登録可能人数とする。

- 2 1つの市内の学校等及び団体に所属する複数の個人が同一の交付対象大会に参加する場合は、ひとつの団体とみなす。
- 3 複数の市内の学校等及び団体に所属する複数の個人が合同で同一の交付対象大会に出場する場合は、ひとつの団体による出場とみなす。

### (応援金額)

第5条 応援金の金額は、別表に定める額とする。

### (交付申請)

第6条 前条の応援金の交付を受けようとする者は、交付対象大会開催初日の30日前から交付対象大会最終日後30日又は3月31日のいずれかの早い日までに、「スポーツ競技大会出場子ども応援金申請書」(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、交付申請金額が予算に達した時点で事業を終了する。

- (1) 大会開催要項
- (2) 申込書、参加者名簿等出場がわかるものの写し
- (3) 市内の学校等に通学することが判断できる書類等の写し又は登別市内に居住していることを証明する書類等の写し
- (4) 応援金振込口座通帳の写し
- (5) 第9条に規定する大会結果報告書及び交付対象大会の結果が記載された書類又は大会プログラムなど(対象大会終了後に申請した者のみ)

(審査)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、応援金の交付の可否を速やかに審査し、応援金を交付することが適当でないと認められるときは、「スポーツ競技大会出場子ども応援金不交付決定通知書」(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応援金の交付決定を取り消し、又は応援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があるとき。
- (2) 交付する要件に該当しないことが確認されたとき。
- (3) 出場または表彰のために、会場まで赴くことが無い場合
- (4) その他理事長が必要と認めたとき。

(報告)

第9条 交付対象大会開催前に応援金の交付申請を行った者は、交付対象大会の最終日から30日後又は3月31日のいずれかの早い日までに、「スポーツ競技大会出場子ども応援金大会結果報告書」(別記様式第3号)に結果が記載された書類または大会プログラムなどを添えて、理事長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

別表（第5条関係）

区分	金額
国際大会	<p>1人30,000円</p> <p>ただし、北海道内で行われる国際大会は北海道大会の、北海道を除く日本国内で行われる国際大会は全国大会の金額に準ずるものとする。</p>
全国大会	<p>1人10,000円</p> <p>ただし、北海道内で行われる全国大会は、北海道大会の金額に準ずる。</p>
北海道大会	<p>1人3,000円</p>